

平成19年度 第4回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成20年3月14日（金） 11時45分～12時50分
13時40分～14時08分

2. 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」

3. 出 席 者

学外委員 上治、岡崎、加賀谷、仮屋、西田の各委員

学内委員 芝山、井上、松下、児玉、尾熊の各委員

4. 列 席 者

中村監事、坂東監事、吉武学長補佐、西薊学長補佐、志村附属図書館長

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成19年度第3回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 平成20年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について

井上委員から配付資料に基づき、国立大学法人法第35条の規定により文部科学大臣へ届け出る必要があることから、競技力の向上、大学機関別認証評価の結果に基づく改善策の検討、広報体制の充実等を特記事項とした平成20年度年度計画を策定した旨の説明があり、委員からの質疑の後、審議の結果、P4の「イチパー学会」については正式な名称である「ICHPER-SD 学会」の名称に修正するほか、原案のとおり了承された。

○ 「イチパー学会」についてはカタカナの日本語表記ではなく、正式な名称を使用することが良いのではないかと。

● ご指摘のとおり修正する。

(2) 平成20年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成20年度予算編成方針に則り、運営費交付金に掛かる効率化係数の考慮、総人件費の抑制、中期目標・計画、年度計画達成のための重点項目経費の確保及び予備費の設定を骨子とする予算総額21.9億円の平成20年度予算案を作成した旨の説明があり、委員からの質疑の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

○ 人件費のうち時間外勤務手当の予算がかなりの減額となっているが、大学として時間外勤務を抑制する計画を立案しているのか。

- 今までは余裕をもって予算を計上していたが、今回から実績に近い予算を計上しているため減額となった。また、時間外勤務については、今後とも労務管理の一環として大学として対応していく予定である。
- 参考までに申し上げますと、労働基準監督署の査察ではパソコンの稼働状況で実働時間と見なしているのので、労務管理には十分気をつけていただきたい。
- 非常勤職員手当の支給対象者は誰なのか。
- 非常勤の役員や非常勤講師が対象である。
- 正規職員とパートタイム職員の給与格差の改善については何か具体的な取組を考えているのか。
- パートタイム職員については法令に従って雇用しているところだが、給与格差の改善についての具体的な取組については今のところ考えていない。

(3) 目的積立金による事業計画について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成20年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案に計上した目的積立金（執行可能額 115,740 千円）について、総合体育館外壁・パラペット改修外3件の事業計画について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(4) 鹿屋体育大学学則の一部改正について

尾熊委員から配付資料に基づき、第3年次編入学定員の増に伴い学則を一部改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(5) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則の一部改正について

事務局（総務課長）から配付資料に基づき、学長の任期と経営協議会学外委員の任期を揃え、学長の在任中は当該学長の意向を尊重し、経営協議会学外委員を任命できるよう経営協議会規則を一部改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(6) 国立大学法人鹿屋体育大学役職員給与規則及び国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則の一部改正について

事務局（総務課長）から配付資料に基づき、監事（非常勤）の業務増大に伴い、業務量に見合った非常勤役員手当を支給するため役職員給与規則を一部改正するとともに、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、勤勉手当の支給率及び成績率を改定するため職員給与規則を一部改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、平成19年度第3回経営協議会にて指摘のあった「勤勉手当」の名称変更については、今回の規則改正においては十分検討することができなかったため、今後の検討課題としたい旨の説明があった。

(7) 国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則の一部改正について

事務局（総務課長）から配付資料に基づき、パートタイム職員の名称として従来からあった「学校医」を追加し、新しい職種として「研究補助員」を設定するとともに、学校医及び非常勤講師の定年を改正するため、非常勤職員就業規則を一部改正する旨の説明があり、委員からの質疑の後、審議の結果、原案のとおり

了承された。

- 研究補助員の雇用にあたっては学部卒業者も認めるのか。
- 学部卒業者も認めている。

(8) 平成20年度の事務組織再編について

尾熊委員から配付資料に基づき、教育研究に対する支援業務の充実や人件費削減の取組に対処するため、企画・評価室の新設、グループ制度及び副課長制の導入等を行い、平成21年度までに事務職員を3名削減する旨の説明があり、委員からの質疑の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

- 課長補佐に対しては時間外勤務手当を支給しているのか。
- 課長補佐については時間外勤務手当を支給しているが、再編後に導入する副課長については管理職という位置づけになるので管理職手当を支給することとなる。
- 副課長が管理職ということとなれば、組織としてやや頭でっかちになるのではないか。
- 課長と副課長は分担してグループを見ることとなるため、決裁過程が省略され、業務及び意思決定の迅速化につながると考えている。

4) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

尾熊委員から国立大学の学部の定員を抑制する仕組みについて、松下委員から第50回記念イチパー世界学会大会の開催、平成20年度体育学部入学試験〔一般選抜及び私費外国人留学生選抜〕の結果及び平成19年度鹿屋体育大学卒業・修了予定者数について、西菌学長補佐から平成20年度重点強化競技及び重点強化選手並びに学生の競技成績等について、芝山議長から3月13日（木）に実施した柴田亜衣合同インタビューについてそれぞれ配付資料に基づき報告があった。なお、委員から以下の発言及び質疑があった。

- 前回の経営協議会で指摘のあった水泳競技の二重登録について確認したところ、大会毎に主登録と副登録の2カ所の所属名称を使い分けて使用できるが、2カ所の所属名称を同時には使用できないということであった。本学の柴田亜衣の場合は大学院所属であることから学生選手権には出場できないため大学名で登録することはなく、日本選手権、日本短水路選手権等の大会にはデサントとの契約によりチームアリーナで登録し、出場している。
- なお、学部学生が企業と契約している場合は、日本学生選手権では「鹿屋体育大学」、日本選手権では「企業名」で出場が可能である。
- 水泳競技の二重登録のルールについてはご報告のとおりと認識している。今後はマスメディア等の取材等に対して、企業名だけでなく鹿屋体育大学の名前も併せて表示されるよう広報活動に努力いただきたい。
- 博士後期課程については13名のうち2名が修了予定となっているが、これは少ないのではないか。
- 昨年度は在学生9名のうち2名が修了しているが、今年度については昨年度課程を修了せず、引き続き在学している者が3名いるため、その学生を除けば昨年度とほぼ同じ数字である。

なお、今年度修了する2名のうち1名は本学の教員として採用することとなり、もう1名については現職教員であるため元の職場へ戻る事となっている。

- 本日配付されたパンフレット「夢の舞台へ」に掲載されている自転車競技部のユニフォームにはスポンサーの名前があるようだが、これは課外活動団体として契約しているのか。また、公式試合にはこのユニフォームで出場しているのか。

さらに、焼酎メーカーのスポンサーについては未成年の飲酒の問題もあるため、ユニフォームの表示には配慮が必要ではないか。

- ご指摘の点については大学に戻って確認したい。

5) その他

3月末日にて任期満了、退任となる中村監事及び板東監事から退任の挨拶があった。